総務委員会資料

令和４年２月２２日

総務部経理課

第１６号議案

**品川区庁舎整備基金条例について**

**１．基金の目的**

庁舎の整備資金に充てるため、「品川区庁舎整備基金」を設置する。

本基金は、新庁舎の建設費、第二庁舎の改修費および初度調弁等のため、必要のある時に活用する。

**２．庁舎整備の必要性について**

　　　　１９６８（昭和４３）年に建築された品川区本庁舎、議会棟、第三庁舎は、建物本体や

設備の老朽化進んでいる。また、昨今は、区を取り巻く環境の変化や多様化する行政への

要望に対応する庁舎の機能が求められていることから、新庁舎の整備について計画を進

めている。

**３．基金の額**

　　（１）当初の積立額　３０億円

　　　　　令和３年度一般会計歳入歳出補正予算（３月補正）で計上する

　　（２）目標積立額　１２０億円

　　　　　令和４年度から６年度まで毎年度３０億円を積み立てる見込み

**４．基金の管理**

　　　　基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。また、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

**５．運用益金**

　　　　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入することができる。

**６．予算上の措置**

　　　　地方自治法第２２２条第１項の規定に基づき、令和３年度一般会計歳入歳出補正予算議案を同定例会にて上程し、当該補正予算の議決を得た上で、本条例を公布し、施行する。なお、本条例の施行期日は公布の日からとする。